

## 報告すべき事故の範囲

### 萩市「介護保険事業所における事故報告に関する取扱要綱」

第1条 この要綱は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から萩市へ報告が行われ、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

第3条 報告すべき事故の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、第1号から第3号までは、事業者側の責任や過失の有無にかかわらず報告するものとする。

(1)～(5) 略

### ○介護サービス提供中とは

- ・送迎・通院時の事故も含む（利用者が乗車していない場合を除く）
- ・通所・入所・施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間を含む）

### ○具体的な事故の範囲

【萩市「介護保険事業所における事故報告に関する取扱要綱」第3条】

(1)介護サービス提供による利用者のけが等

けが等とは、死亡事故、外傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち医療機関において治療(施設内における医療処置を含む。)又は入院したものをいう。

#### ◎報告必要

- ・医師の診断を受け、投薬や処置等何らかの治療が必要になった場合
- ・嘱託医等の指示により投薬、処置を行った場合

#### ×報告不要

- ・擦過傷や打撲等の比較的軽度な怪我の場合
- ・医師の診断を受けたが処置等はなく経過観察となった場合

※その後骨折が判明した、または当該事故が原因で不調となった場合等には、その時点で速やかに事故報告書を提出

(2) 介護サービス提供により、利用者の住居、家財、所持品等に損害を及ぼし、損害賠償責任が発生又は発生するおそれのあるもの

例えば…

- 訪問サービス中に花瓶を割ってしまった
- 送迎時に送迎車を門や塀などにぶつけて壊してしまった
- 入所中に携帯電話を洗濯して故障させてしまった など

(3) 利用者の中から感染症(結核及び疥癬を含む)又は食中毒の患者が発生し、他の利用者へのサービス提供に影響するおそれがあるもの  
なお、感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定するものをいう。

別紙「感染症又は食中毒の患者が発生した場合の事故報告」参照

(4) 従業員の法令違反及び不祥事等のうち、利用者の処遇に影響するおそれのあるもの

例えば…

- 利用者の預かり金の横領
- 利用者の保有する金品の紛失
- 個人情報の紛失及び流出(FAXの誤送信を含む) など
- 送迎時の交通事故
- 飲酒運転

(5) その他、特に保険者から報告を求められたもの

- 利用者から苦情が入った場合 等